

平成 26 年度エネルギー対策特別会計補助事業（地域拠点における二酸化炭素排出抑制対策事業）検証・評価委託業務の公募に係る提案書の審査及び採択決定方法

1．提案書審査の手順

応募資格のある者から提出された提案書について、平成 26 年度エネルギー対策特別会計補助事業（地域拠点における二酸化炭素排出抑制対策事業）検証・評価委託業務審査委員会の各委員が、別添 1「平成 26 年度エネルギー対策特別会計補助事業（地域拠点における二酸化炭素排出抑制対策事業）検証・評価委託業務に係る提案書評価基準表」に基づき、評価項目の採点結果を記入する。各委員の採点結果を委員会で確認し、事実誤認等があれば各委員において訂正する。

2．採択決定

委員会において採点結果等の審議を行い、委員会決定とされたものを契約候補者とする。

3．その他

上記に定めるもののほか、提案書の審査及び採択決定について必要な事項は同委員会が別に定める。